

ロンドン事務所

【ジョンソン新ロンドン市長の新執行体制；「ロンドン市内閣」】 英国

5月1日のロンドン市長選で、現職のケン・リビングストン氏（労働党）を破り、保守党のボリス・ジョンソン候補が当選したことにより、グレーター・ロンドン・オーソリテーター（GLA）の上層部の顔ぶれが刷新されることとなった。ジョンソン氏は、選挙戦中、説明責任を有する「ロンドン内閣」の創設を公約し、説明責任を持たない「取り巻き」をGLAの幹部に任命しているとしてリビングストン氏を批判していた。

ロンドン市長は、「1999年GLA法（Greater London Authority Act 1999）」の規定により、政策局長（policy director）を10名、政策アドバイザーを2名、自ら選んで任命することができる。また、同じく同法によって、ロンドン議会の25名の議員の中から1名を副市長（Deputy Mayor）に任命することとされており、ジョンソン・ロンドン市長は、保守党のリチャード・バーンズ（Richard Barnes）議員を登用した。

今回、ジョンソン・ロンドン市長は、これらGLAの上層部の大半を、ロンドン内の区議会議員から任命している。特に、保守党が支配政党となっているウェストミンスター区及び「アウター・ロンドン（Outer London）」と呼ばれるロンドン郊外の区の議員が多い。

GLA上層部のポストの選任を進め、新執行体制を整備する役割は、ウェストミンスター区の区議会議員であるニコラス・ボールズ（Nicholas Boles）氏が、暫定の首席市長補佐（Chief of Staff）として7月まで担うことになる。ボールズ氏は、シンクタンク「政策エクステンジ（Policy Exchange）」の元所長であり、今回のロンドン市長選では当初、保守党公認候補に名乗りを上げていた。また、次期総選挙では、保守党の牙城であるリンカンシャー県グランサム・アンド・スタンフォード（Grantham and Stamford）選挙区から保守党公認候補として下院議員に立候補することが決まっている。

前述のように、ロンドン市長が法律の規定によって任命しなければならないとされている副市長は1名のみだが、ジョンソン氏は、更に下記の4人を自らのアドバイザー的役割に任命し、同様に「副市長（Deputy Mayor）」という肩書きを与えた。

* 第一副市長（First Deputy Mayor）……ティム・パーカー（Tim Parker）氏

GLAグループ¹の業務執行最高責任者（Chief Executive）も兼任する。パーカー氏は、財務省勤務の経験があり、監査委員会の委員を務めているほか、複数の大手企業の幹部でもある。パーカー氏の年棒はわずか1ポンド（約200円）となる。

¹ GLAのほか、ロンドン警察局、ロンドン消防・緊急時計画局、ロンドン交通局、ロンドン開発公社の4つの実務機関を合わせて「GLAグループ」と呼ぶ。

* 若年層関連問題担当副市長 (Deputy Mayor for Young People) ……レイ・ルイス (Ray Lewis) 氏

若年層関連問題担当副市長の役割は、教育、職業技術、若者の犯罪対策などの分野の政策を監督することである。ルイス氏は、イングランド南部ミルトン・キーンズ市にあるウッドヒル刑務所の元所長であり、黒人の若者のリーダーシップ能力養成などを目指す慈善団体「イーストサイド・ヤング・リーダーズ・アカデミー (Eastside Young Leaders Academy)」の創設者でもある。

* 対政府担当副市長 (Deputy Mayor for Government Relations) ……イアン・クレメント (Ian Clement) 氏

対政府担当副市長の役割は、ロンドンの32区及びシティ・オブ・ロンドン、海外の市町村等との渉外業務である。クレメント氏は、ロンドン・ベックスレー区の保守党議員であり、同区のリーダーを務めていたが、対政府担当副市長への任命を受けて、リーダー、区議会議員の職を共に辞した。

* 警察業務担当副市長 (Deputy Mayor for Policing) ……キット・モルトハウス (Kit Malthouse) 氏

モルトハウス氏は、ウェストミンスター区の前副リーダーであり、今回の5月の選挙で保守党からロンドン議会議員に当選した。同氏は、10月まで市長の代理として、ロンドン警察局² (Metropolitan Police Authority) の議長も務める。「2007年グレーター・ロンドン・オーソリティー法 (Greater London Authority Act 2007)」の成立によって、ロンドン市長はロンドン警察局の議長に就任することが可能になったが、同法は今年10月まで施行されない。

地方自治体協議会 (LGA) のサイモン・ミルトン (Simon Milton) 議長は、市長の都市計画担当上級アドバイザー (Senior Planning Adviser) に任命された。ミルトン氏は、ロンドンにおける高層ビルの建設に反対していることで知られているが、ジョンソン・ロンドン市長は、複数の高層ビル建設申請に関して近く決定を下すことになっており、成り行きが注目されている。

一連の「副市長」の任命を受け、ロンドン議会の労働党議員からは、その合法性について疑問が投げ掛けられている。キット・モルトハウス氏の警察業務担当副市長への任命に対しては、「市長と市長によるロンドン市政を監視する」という同氏のロンドン議会議員としての役割と、警察業務担当副市長としての役割が相容れないのではないかとの声が上がっている。一方、サイモン・ミルトン LGA 議長は、都市計画担当上級アドバイザーへの任命を受け、自らウェストミンスター区のリーダーの職を退いた。しかし、地方議会議員が

² ロンドン警視庁の機能を監視する組織。

GLA の上級ポストに就くことは法律で禁じられているため、同ポストでの業務に対して報酬は受け取らないこととなった。イアン・クレメント氏は、前述のようにロンドン・ベックスレー区の区議会議員を辞職したため、対政府担当副市長に就任したことの合法性は問われていない。

その他の GLA の上級ポストの新人事は下記の通りである。

* 交通政策局長 (Director of Transport Policy) ……クルビア・レンジャー (Kulveer Ranger) 氏

交通政策局長は今回新たに設けられたポストである。レンジャー氏は、保守党の都市担当副幹事長であり、ロンドンの交通 IC カードである「オイスターカード」の導入実行マネージャーを務めたことがある。

* 芸術・文化・クリエイティブ産業政策局長 (Director of Arts, Culture and the Creative Industries Policies) ……マニラ・マーザ (Munira Mirza) 氏

マーザ氏は、ケント大学で地域の文化政策について博士号を取得しており、特に人種や文化などの分野を専門とするジャーナリストとして活動しているほか、シンクタンク「政策エクステンジ」でも勤務している。

* コミュニケーション局長 (Director of Communications) ……グト・ハリー (Guto Harri,) 氏

ハリー氏は、英国国営放送 (BBC) の元首席政治記者であり、ジョンソン・ロンドン市長とはオックスフォード大学で同期生だった。ハリー氏の補佐役には、ジョンソン氏の市長選キャンペーンで対報道機関アドバイザーを務めていたケイティ・ペリオー氏が暫定的に就任している。

* スポーツ委員 (Commissioner for Sport) ……ケイト・ヒューイ (Kate Hoey) 下院議員 (労働党)

ヒューイ議員は、過去にスポーツ担当相を務めた経験があり、ロンドン市のスポーツ委員として、GLA、ロンドン開発公社 (LDA)、「2012 年ロンドン五輪委員会」の間の連絡役を無給で務めることになる。しかし、リビングストン氏のもとで登用されていた労働党の勢力を GLA 幹部から一掃しようとしている中での重要ポストへの労働党議員の任命は、大きな議論を呼んでいる。

* ロンドン消防・緊急時計画局理事長 (Chair of the London Fire and Emergency Planning Authority) ……ブライアン・コールマン (Brian Coleman) 氏

コールマン氏は保守党のロンドン議会議員である。コールマン氏はかつて、ロンドンの

消防署で働く清掃人及びその他の低賃金労働者に対する「生活賃金 (living wage)」³の支払いに反対し、非難を浴びたことがある。

* ロンドン開発公社、理事長 (Chair of the London Development Agency) ……ハーベイ・マグラス (Harvey McGrath) 氏

マグラス氏は、金融業界での豊富な勤務経験を持つ。現在は、ロンドンで事業活動を行う企業をクライアントとするロビイスト集団「ロンドン・ファースト (London First)」の会長及びロンドンにおける成人向け職業技術教育の戦略策定などを担う「ロンドン職業技能・雇用委員会 (London Skills and Employment Board)」⁴の副委員長を務める。

* ロンドン開発公社、首席執行官 (Chief Executive of the London Development Agency) ……ピーター・ロジャース (Peter Rogers) 氏

ロジャース氏は、今年4月までウェストミンスター区の事務総長を務めていた。

ロンドン開発公社の上記2ポストは共に、当初は暫定的な任命だったが、公募で適切な人材が見つからなかったため、ロンドン議会の承認を経て正式な任命となった。

ジョンソン・ロンドン市長は、リビングストン前ロンドン市長と同様、ロンドン交通局 (Transport for London) の理事も兼任することになった。しかし、これも暫定的なものであり、9月には、前述のティム・パーカー首席副市长が引き継ぐ。2000年と2004年のロンドン市長選で保守党の公認候補として立候補し、二度ともリビングストン氏に敗れたスティーブン・ノリス (Steven Norris) 元下院議員は、ロンドン交通局とロンドン開発公社の両方の理事会メンバーとなり、両組織を結び付ける役割を担うことになる。

ジョンソン・ロンドン市長が選挙戦中に掲げた公約の1つは支出抑制であった。これを実現すべく、市長は、ロンドンの現在の財政抑制策を見直し、どのような経費削減策が可能かを探るための委員会を創設した。委員長には、「サンデー・テレグラフ」紙の元編集長であるペイシェンス・ウィートクロフト (Patience Wheatcroft) 氏が就任し、委員会メンバーは、ロンドン・ハマースミス・アンド・フラム区のリーダーであるスティーブン・グリーンハル (Stephen Greenhalgh) 氏、コンサルタント会社「エイメックス・インターナショナル」のパトリック・フレデリック (Patrick Frederick) 社長、大手会計事務所プライスウォーターハウスクーパーズの不正摘発会計サービス課調査主任を務めるアンドリュー・ゴードン (Andrew Gordon) 氏である。同委員会は6月、早くも中間報告書を発表し、リビングストン前ロンドン市長がロンドン開発公社による補助金支給に関して政治的な介

³ 一定の生活水準を保ち、貧困を避けるのに最低限必要と考えられる賃金のこと。GLA内に設置されている「生活賃金ユニット (Living Wage Unit)」が2007年4月に発表した報告書は、ロンドンの生活賃金を、時給7.20ポンド (約1440円) であるとした。

⁴ ロンドン開発公社内に2006年6月に設置された。委員長はジョンソン・ロンドン市長。

入を行ったことを批判した。

また、GLA の業務執行最高責任者(Chief Executive)であるアンソニー・マイヤー(Anthony Meyer)氏は、ロンドン市長選の直後、「賃貸人・非営利家主局(Office of Tenants and Social Landlords)」の局長に就任したが、GLA でのポジションは間もなく辞任する見込みである。

自ら行政業務に関与していたリビングストン氏と異なり、ジョンソン・ロンドン市長は、複数の副市長で構成された「内閣」と責任を共有するのみならず、企業で言えば最高経営者(CEO)というよりは会長(Chairman)のような立場で、戦略立案・策定などの行政の指揮役に徹する意思を自ら明らかにしている。

【地方自治体協議会がバックオフィス機能を外注】 英国

イングランドとウェールズの地方自治体の代表組織である地方自治体協議会(LGA)は、5月1日、LGAグループ全体のバックオフィス機能を外部委託することを明らかにした⁵。バックオフィス業務代行会社「リベラータ(Liberata)」と契約を結んだもので、LGAは、10年間にわたる契約期間を通して総計2900万ポンド(約58億円)の経費削減を達成できると試算している。

契約は、LGAグループ内の残りの組織である「地方自治体雇用者協会(LGE)」、「改善・開発庁(IDeA)」、「パブリック・プライベート・パートナーシップス・プログラム(4ps)」、「地方自治体規制調整機構(LACORS)」全てをカバーする。リベラータ社に外注される業務は、「財務、会計」、「人事、給与」、「デザイン、印刷」、「情報通信技術(ICT)、カスタマーサービス」、「設備管理」である。これらの業務にかかわってきたLGAの担当者は、ロンドン中心部にあるリベラータ社のオフィスで勤務することになる。

リベラータ社は、公式の入札手続を経てLGAグループの外注先企業に選ばれた。同社はこれまでも、複数の地方自治体に対し、共有のバックオフィス業務を提供した経験がある。LGAのポール・コーエン事務総長は、次のように述べている。「LGAグループは、既にバックオフィス機能を統合しており、今回決まった外部委託によって、(中略)より効率的なサービスを提供すると共に、大幅な経費削減を実現できることになる。我々が(経費削減実行の)先例となり、地方自治体と同様に効率化という目標のもとに機能することは極めて重要である。」

LGAは1997年に創設され、カウンティ(県)、ディストリクト(市町村)、ユニタリー、

⁵ バックオフィス業務とは、総務、人事給与、会計、在庫管理などの事務管理業務(後方業務)の総称。

大都市圏ディストリクト⁶、ロンドン区のいずれかである 410 の地方自治体が所属している。

【市場自由化、不採算郵便局閉鎖で揺れ動く英国の郵便サービスの現状】 英国

背景

英国の郵便サービスはかつて、1657 年にオリバー・クロムウェル⁷が中央政府の省として設立した「一般郵便局 (General Post Office、GPO)」によって提供されていた。GPO は 1969 年、国営企業となり、2000 年には、「コンシグニア (Consignia)」の名前で、政府が全株を所有する株式会社となった。

1981 年、GPO から電気通信部門が分割され、新会社「ブリティッシュ・テレコム社 (British Telecom)」が設立された⁸。1990 年には、需要の高かった銀行業務部門「ジヤイロバンク (Girobank)」が、アライアンス・アンド・レスター銀行⁹に売却され、更に 2003 年には、福祉手当の受給方法が、郵便局窓口での受け取りから銀行への口座振込に切り替えられた。

コンシグニアは、改称以降、業績不振が続き、名称もサービス利用者及び職員に不評だったため、2002 年、国民がより親しみやすい「ロイヤルメール・グループ株式会社 (Royal Mail Group plc.)」に再度変更された¹⁰。ロイヤルメール・グループは、1986 年以降、郵便事業部門が「ロイヤルメール (Royal Mail)」、小包部門が「パーセルフオース・ワールドワイド (Parcelforce Worldwide)」、郵便局運営部門が「ポスト・オフィス・リミテッド (Post Office Limited)」と、分業化がなされている。

郵便ポストからの郵便物の収集業務は現在もロイヤルメールが独占しているが、業務用郵便物の収集、仕分けについては 2006 年に他社の参入が可能になり、350 年間続いたロイヤルメールによる郵便市場の独占は終焉を迎えた。

郵便局は、英国全土に 1 万 4300 局あるが、「クラウン・ポスト・オフィス (Crown Post Office)」と呼ばれるポスト・オフィス・リミテッドの直営局は 370 局のみである。残りは、フランチャイズで運営されているか、「準郵便局 (sub-post office)」と呼ばれる、既存の商店の中に併設された小規模の郵便局である。

郵便サービス市場の見直し作業中間報告書

⁶ ユニタリー、大都市圏ディストリクトは共に一層制の自治体。ユニタリーは農村部に、大都市圏ディストリクトは都市部にある。

⁷ 当時共和制だった英国を護国卿 (Lord Protector) として支配していた。

⁸ それ以前は GPO が全ての電話サービスを担っていた。ブリティッシュ・テレコム社は 1984 年に民営化された。

⁹ もとは住宅ローンを提供する住宅金融共済組合だった銀行。

¹⁰ 「コンシグニア」に改称する前のグループ全体の法律上の名称は「ポスト・オフィス (The Post Office)」だったが、国民の間で広く浸透していた通称は「ロイヤルメール」であった。

2007年12月、ジョン・ハットン・ビジネス・企業・規制改革相は、英国の郵便サービス市場について、通信・放送市場の規制機関「Ofcom」の元副会長であるリチャード・フーパー氏の指揮のもと、独立の見直し作業を行うことを明らかにした。郵便サービス市場の見直し作業は、「2000年郵便サービス法（Postal Services Act 2000）」の施行以後ではこれが初めてであった。同法が施行された後、電子メールの利用増加や競合サービスの成長など、郵便市場をめぐる状況が大きく変化したため、見直し作業の着手は遅きに失した感もあった。見直し作業の成果は、2008年後半に最終報告書として発表される予定であるが、意見集約作業の結果を基に、2008年5月に中間報告書が発表された。

中間報告書は、郵便市場の自由化について、ロイヤルメールの一般の利用者及び小規模企業のどちらにも「大きな利益をもたらしていない」と指摘した。更に、ロイヤルメールによる郵便市場独占の終焉は、より規模の大きい企業に恩恵をもたらした一方で、ロイヤルメールの財政の安定に対する「重大な脅威」となっているとし、英国内の全ての場所で毎日郵便物の集配を行うという「全国一律サービス（universal service）」の維持が難しい状況になっていると警告。「これまでに集めた情報に基づき、我々は、現状維持は不可能であるという結論に達した」と記した。

自由化による郵便市場への影響の1つは、銀行や公益事業者等の郵便サービスの大口利用者が、顧客などに送る郵便物の収集を、ティー・エヌ・ティー社（TNT）等の民間の郵便サービス業者に依頼するようになったことである。民間の郵便サービス業者は、これらの業務用郵便物を仕分けした後、ロイヤルメールに引き渡し、ロイヤルメールは最終的な各戸への配達を行う。大口利用者である企業が、競合する民間企業にサービス利用料金を支払う一方、ロイヤルメールは、切手代による収入が入らないまま¹¹、それら競合社が収集、仕分けした郵便物を、経費をかけて配達しなければならず、損失を被るとともに、グループ内で不採算部門を支援することさえできない状況となっている。

ロイヤルメールは、最大の競合企業であるユーカー・メール社（UK Mail）及びティー・エヌ・ティート社と同様、中間報告書の内容を歓迎した。しかし、市場の自由化をこれ以上進めずに、いかにして「全国一律サービス」を今後も維持するかについては、3社の見解が分かれている。

ロイヤルメールは、経営改善の方法に関して、同社の商品やサービスに対する価格規制の撤廃や、民間の郵便サービス業者から徴収する郵便物配達料金の引き上げを可能にすることなどを挙げており、これらが実現できれば、民間企業との競争力が強化され、経営の安定化に繋がると主張している。一方、民間の郵便サービス業者は、ロイヤルメールの経営不振の理由を、業務効率の悪さ、業務近代化の失敗、労働組合に押し付けられた古い労働慣行によるものと指摘している。

中間報告書はまた、ロイヤルメールに年間8億ポンド（約1600億円）もの損失をもたら

¹¹ 民間の郵便サービス業者から配達料金は徴収している。

している同社の 34 億ポンド（約 6800 億円）に上る年金の積み立て不足と、郵便サービスへの需要低下によって、「全国一律サービス」を維持できるかどうか危ぶまれる状況にあると記した。

この報告書発表に続き、ロイヤルメールの 2008 年の第 1 四半期の損失が 1 億ポンド（約 200 億円）に上ったとのニュースがあった。パーセルフオース・ワールドワイド及び欧州への小包配達を担う「GLS」など、グループ内の他の部門は歳入が増加していることから、グループの首席執行役員であるアダム・クロージャー氏は、「価格規制が緩和されればロイヤルメール・グループも他社と競争できることの証である」と主張している。

不採算郵便局の閉鎖

前述のように、ロイヤルメールについては、法人化された 1969 年以降、銀行業務や福祉手当支払いなどの主要事業の分割と並んで、継続的に組織の再編成が行われてきたが、現在の形での運営が維持可能であるかどうかは疑問視されている。特に、不採算のロイヤルメールに補助金を拠出し続けている政府の懸念は強い。これに加え、自動車税支払い証明書の販売等各種サービスがインターネットで行えるようになったこと、手紙を凌ぐ電子メールの利用拡大、郵便サービス市場の競争激化などの事実を鑑み、ついに政府は 2006 年 12 月、年間 1 億 5000 万ポンド（約 300 億円）に上る農村地帯の郵便局への補助金を、2011 年末までに打ち切ることを決定した。

続いて 2007 年 5 月、政府は、同年 10 月からの 12～18 ヶ月の間で、不採算の郵便局を計 2500 局、閉鎖することを明らかにした。同時に、郵便局閉鎖に必要とされる措置を実施するなどして、ロイヤルメール・グループが 2011 年までにグループ全体での黒字化を実現するための資金として、同グループに 17 億ポンド（約 3400 億円）の補助金を提供することも明らかにした。

更に、2500 局の郵便局閉鎖後に適用される郵便局への「最低アクセス基準（minimum access criteria）」も明らかにした。これは、全国において郵便局のネットワークを維持し、特に都市部の貧困地区、農村地帯、人口の少ない遠隔地などの郵便局利用者を保護するためのものであり、下記のように規定されている。

- ・英国の人口の 99%が、居住地の 3 マイル（約 4.8 キロ）以内で郵便局にアクセスできるようにする。同時に人口の 90%が、同 1 マイル（約 1.6 キロ）以内で郵便局にアクセスできるようにする。
- ・都市部の貧困地区の総人口の 99%が、居住地の 1 マイル以内で郵便局にアクセスできるようにする。
- ・都市部の総人口の 95%が、居住地の 1 マイル以内で郵便局にアクセスできるようにする。
- ・農村部の総人口の 95%が、居住地の 3 マイル以内で郵便局にアクセスできる

ようにする。

郵便局の閉鎖は、国内 50 の指定地域で行われる。各地域は既に、「行動計画 (Action Plan)」と呼ばれる文書を策定し、地域内のどの郵便局を閉鎖すべきかを提案している。「行動計画」については全て、最終版作成に先立ち、地域で 6 週間にわたる意見集約作業が行われた。「行動計画」で示された郵便局の中から、実際にどれを閉鎖するかを決めるのは地域のロイヤルメール幹部である。ロイヤルメールによると、既におよそ 600 の郵便局が閉鎖されたという。

ところで、多くの地域において、地方自治体は、郵便局閉鎖反対のキャンペーンで中心的役割を果たしている。これによって、一部の地域では、労働党が支配政党である地方自治体が、労働党政権の政策に反対する状況となっており、また、5 月初頭の地方選における労働党惨敗の一因は、郵便局閉鎖計画に対して有権者が反対の意を表明したことであったとも言われている。

ロンドンでは、ケン・リビングストン前市長が、まだ在任中だった 2008 年 4 月、市内の約 170 の郵便局閉鎖計画に関し、意見集約作業の期間が十分ではなかったとして、高等法院に司法審査 (judicial review) を求める手続きを行った。5 月に新たに就任したボリス・ジョンソン新ロンドン市長は、これについて、前任者の方針を引き継ぐ意思を表明している。

政府は、地域の図書館や教会、公共の職業紹介機関などで郵便サービスを提供することにより、郵便局閉鎖の影響を削減する試みを行っている。また、イングランド東部エセックス県では、32 局に上る閉鎖予定の郵便局の一部を県が引き継ぐための交渉が行われており、地方自治体がこうした形で郵便局閉鎖問題に介入した初めてのケースとなっている。

郵便局の存続に対する更なる脅威となりそうなのが、政府から委託されている国民年金支払い業務を失う可能性である。委託契約の終了を控え、政府は郵便局を通さない別の支払方法を検討しているとされている。しかし、「準郵便局」の郵便局長で構成される「英国準郵便局長連盟 (National Federation of Sub-postmasters)」は、「国民年金支払い業務による収入は、準郵便局の収入の 12% を占めており、政府の委託契約を失えば、3000 局の準郵便局が廃業に追い込まれる」と警告している。

【CCTV カメラの犯罪抑止効果】 英国

最近行われたセキュリティ対策 (安全対策) に関する会合で、警察幹部が、防犯監視カメラ (CCTV カメラ) の犯罪抑止効果を否定する発言を行い、議論を巻き起こしている。

ウェブサイト「セキュリティ・ドキュメント・ワールド」¹²の主催で 2008 年 4 月にロン

¹² www.securitydocumentworld.com/

ドン市内で行われた会合で、ロンドン警視庁の「視覚映像・身元識別・検出局 (Visual Images, Identifications and Detections Office、Viido)」の局長であるミック・ネビル捜査部長が、「CCTV カメラでは、裁判で容疑者を有罪に持ち込むのに十分なほど質の良い映像を撮ることができず、その結果として、犯罪抑止効果をもたらすことにも成功していない。英国における CCTV カメラの利用は、膨大な資金の無駄遣いとなっている」との発言を行ったのである。ネビル捜査部長によると、ロンドンで発生している路上強盗事件のうち、CCTV カメラの映像が証拠として使われ有罪となる割合はわずか 3%に過ぎない。ネビル捜査部長は、同会合で、次のようにも述べた。「CCTV カメラの設置に巨額の費用が投じられている一方、カメラで撮影された映像を警察がどのように使うのか、そしてそれらが裁判でどのように使われるのかについては全く考えられていない。」「これは、ひどい大失敗と言える状況である。CCTV カメラはわずか 3%の犯罪を解決するに過ぎない。なぜ人々（犯罪者）は、CCTV カメラの存在を恐怖に感じないのだろうか？ それは、彼らが CCTV カメラには効果がないと考えているからだ。」

ネビル捜査部長はまた、CCTV カメラの映像の監視を行う警察職員は、より多くの訓練が必要としていると述べた。CCTV カメラの映像監視は、退屈な仕事であるとして避けられる傾向にあることなどがその理由である。

ロンドン警視庁の視覚映像・身元識別・検出局は、CCTV カメラの機能を向上させ、CCTV カメラの映像の裁判の証拠としての有効性を、指紋や DNA と同程度にまで高めることを目的に 2006 年 9 月に設置された比較的新しい部署である。同局は、6 月より、CCTV カメラに映った犯罪容疑者の映像をインターネット上で公開し、容疑者の特定を試みる。また、将来の利用に備え、犯罪容疑者の映像を保存する新たなデータベースも構築する。同局はまた、CCTV の映像に映った人物の洋服のブランドマークを特定できる広告業界向けソフトウェアを用いた容疑者特定用データベースを公開する見込みである。

英国では、CCTV カメラの設置は警察と地方自治体の双方の責任となっており、多くの地域で、両者は密接な連携を行っている。1990 年代には、CCTV カメラの設置を希望する全ての地方自治体に対し、内務省が補助金を拠出していた。当時、北アイルランドのカトリック系武装組織である IRA（アイルランド共和軍）によるテロ事件が発生したり、子供の誘拐事件が大きな注目を集めたことなどで、CCTV カメラの設置は人々の支持を集めるようになった。

非政府団体「プライバシー・インターナショナル」によると、英国は欧州の中で最も CCTV カメラの設置台数が多く、個人のプライバシーに対する尊重の欠落という面では、中国、ロシア、中東諸国と同レベルにあるとされる。英国の国土面積は、地球上の居住可能な土地の 500 分の 1 を占めるに過ぎないが、全世界の CCTV カメラの 5 台に 1 台は英国にある。英国の CCTV カメラの総数はしばしば「400 万台以上」と言われており、シェフィールド大学のクライブ・ノリス教授は、「少なくとも 428 万 5000 台」（人口 14 人に 1 台の割合）と試算している。

【3歳以下の児童育成施設の増加を目指す法案】 ドイツ

2008年4月末、ドイツ連邦政府は児童保育を対象とする法案を議会に提出した。「児童支援法」(Kinderförderungsgesetz)という法案は、3歳までの児童を対象にする施設を増設し、その年代層のグループの35%が施設に預けられる環境を提供することを目標としている。2013年8月からは、3歳以下の子供を施設に預けることが法律上の権利となる。つまりすべての親は希望すれば、子供を預けることができるということとなる。子供を預けなければならないという義務づけではない。

法案の大きな目的は、親が仕事と家族を両立することができるようにすること、または質の高い保育により、すべての子供に平等なチャンスを与えることにある。法案に含まれている主な政策は以下のとおりである。

- 1) 2005年に制定された児童デイ・ケア拡大法に基づいて、3歳以下の保育の水準を高め、施設とサービスの拡大を定める。目的は、質の高い保育を通じて個々の子供の発育を支援し、すべての子供の発育チャンスを改善することである。また、就職している親だけでなく、求職中の親も子供のための保育を求めることができるようにする。
- 2) 2013年8月以降、児童のための施設や保育サービスが拡大されたあとで、1歳以上から3歳未満の児童すべてがそのような保育を受ける権利が導入されることとなる。
- 3) 連邦政府は3歳以下の児童の保育における親の選択の拡大を目指している。特に家族環境に近くなるように保母の数を増加させることを想定している。
- 4) 全体的なサービス拡大を実施するため、民間セクターによる提供も支援する予定である。法的な、或いはサービスの質に対する基準を満たすことが支援の条件であるが、親が実際に選択できる状況を改善することを理念としている。
- 5) 連邦政府は40億ユーロ(約6,660億円)の補助金を準備する予定である。しかし、サービス拡大の実施に必要な財源は120億ユーロ(約2兆円)に上る。2007年に制定された児童保育財政法により、児童施設の設立・拡大のために投資基金が準備された。また、今度の児童支援法により、財政調整法の改正が行われ、州に配分される付加価値税の部分が增加され、州は必要な財源を準備することができるようになる。
- 6) 2013年以降は、3歳以下の子供を施設に預けることができない、または望まない親は、その代替として月額手当金が支給されることとなる。その詳細は今後決定される。

ドイツの地方自治体を代表するドイツ都市会議はこの法案について「慎重に歓迎」している。児童保育を拡大することには同意しているが、全体のコストを負担するために、州も財源負担に対する約束を明らかにする必要がある。また、ドイツ都市会議は、保育の質の基準設定が高過ぎると、スピーディーな保育の拡大が難しくなるとしている。特に懸念している点は、親が子供の保育を要求できるルールがすでに存在するため、2013年に保育に対する法的権利が実現するよりも以前の2009年からほぼ同じレベルでのサービス拡大

が必要なのであるが、そのように早期にサービスを拡大することは非現実的であるという点である。ドイツ都市会議によれば、この数年で特に大都市では児童保育の拡大に力を入れているため、すでに3歳以下の子供の20%は保育を受けることができる状況までに来ている。全自治体の全国平均の10%と比べて、2倍である。

また、社会福祉関連のボランティア団体などから、児童保育の分野に民間企業が増加する見込みであることを批判する声も出ている。民間企業は、裕福な親をターゲットにするため、法案の目標であるすべての子供の平等な発育チャンス、或いは親の選択が却って実現されない可能性があるとしている。また、社会民主党内でも批判の声がある。それは、税金を民間企業のために使うのは不適切であるという点であるが、これまで長期にわたり、企業誘致のために補助金が州または自治体から支出されていることを考えれば、その批判は少々の外れに思える。

法案が議会を通過する過程でいかなる点に変更されるか、どのような内容が追加または削除されるか、更に地方自治体の要求が受け入れられるかどうかは不明である。

(参照)

Federal Ministry for Family, Senior Citizens, Women and Youth, Press release 30.4.2008, “Ursula von der Leyen: ‘Der Weg zum Ausbau der Kinderbetreuung ist frei’ ”

<http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Kategorien/Presse/pressemitteilungen,did=109896.html>

Deutscher Städtetag, “Nach dem Bund müssen jetzt die Länder beim Ausbau der Kinderbetreuung Farbe bekennen “

<http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressediens/artikel/2008/04/30/00546/index.html>

Fachkräfteportal der Kinder- und Jugendhilfe (Internetplattform der Arbeitsgemeinschaft für Kinder- und Jugendhilfe), „Referententwurf zum Ausbau der Kindertagesbetreuung für unter Dreijährige liegt vor - Politik und wohlfahrt sehen Gefahr der Kommerzialisierung der Kinder- und Jugendhilfe “

<http://www.jugendhilfeportal.de/wail/showcontent.asp?ThemaID=5546>

【ドイツの地方財源の展望：税収予測と投資需要調査】 ドイツ

2008年5月8日に、ドイツで毎年二回行われる税収見込予測が発表された。それは地方自治体にとっても重要な予測である。過去3年、地方自治体に入る税収は増えたが、2008年と2009年における市町村の主な自主財源である営業税税収が減少する傾向にあると発表された。しかし、その減少は大幅な減少ではなく、今年1月から効力が生じた企業税改

革の一環として、営業税の課税ベースが拡大されたため、少々の減少に止まる。地方自治体の収入となる共同税の部分、特に所得税の地方自治体の取り分は少々増加する見込みであるため、全体的には悲観する必要はない。

ドイツ都市会議の事務総長は、次のように述べた。「このような全国的な数字は、地方財政の状況、そして個々の市町村の財政状況を明らかにするものではない。市町村の間には非常に大きいギャップがあり、財政を立て直し、借入れを縮小し、更に最近に公共投資ができるようになった市町村もあれば、引き続き厳しい財政状況に悩んでいる市町村もある。」そして、現在連邦政府が進めている3歳以下の児童のケア拡大に関連し、「この政策を実施するためには、州は連邦政府が用意している資金に相当するような財源を準備しなければならない。市町村がおかれている財政状況では、このような野心的な目標は達成できない。」とも付け加えた。

税予測が発表されるとほぼ同時に、ドイツ都市研究所（Deutsches Institut für Urbanistik, DIfU）は、2006年から2020年までの地方自治体の必要な投資額の全国予測を発表した。1992年から2005年までの間に、地方自治体の投資額が毎年減少を続けてきた。それは、深刻な財政危機の影響であった。2006年からはその動きが停止し、投資が回復し始めたが、1992年前のレベルには戻っていない。したがって、10年以上の投資ギャップがあるため、かなりの積み重ねとなっているが、財政基盤の弱い地方自治体は、そのギャップを自ら埋めることができない。ドイツ都市会議の副会長を務めるフランクフルト市長のロート女史は次のように述べた。「ドイツの都市を注意して歩けば、学校、そして道路、橋、トンネルなどにおいて、改善工事に多額な投資が必要であることに気づく。70年代と80年代に建てられた大型な建物もこれから改善工事が相次いで必要となるため、その需要が増えるばかりである。」ドイツ都市研究所は、2006年と2020年まで全額7000億ユーロ（約116兆2,800億円）の需要を予測したが、その巨大な額が間違った判断をもたらすことのないように警告している。「ドイツ都市研究所の報告書は、都市はもう崩壊寸前であることをもちろん意味しない。」とロート市長は強調した。ドイツの都市は現在でも高度な都市基盤インフラを持っている。

報告書はまた、地方自治体は自ら投資ができるように努力をし、連邦政府とそれぞれの州政府の参加・支援があれば、現在残っているギャップも補うことが可能であるとロート市長はコメントしている。

インフラへの投資は、経済繁栄と強い都市の基盤であり、強い都市は成功している地域の基である。都市はすでに自らの財政再建を図り、または新しい方法を通じて、効率を促進し、投資のコストを削減することに努めている。一つの例は現在増加しているパブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）であり、官民の協力により、効率を高めた成功例はすでにあるが、ドイツにおいてはPPPはまだフルに実現されていないと判断する人が多い。しかし、PPP事業には財源も必要であり、PPPという方法だけでは財政状況のよい地方自治体と財政状況の厳しい地方自治体のギャップを埋めるための解決にならない。ロート市長は、「地方自治体に新しい義務が課せられることなく、歳入基盤の安定が確立されれば、それでも大きな成功である。この間行われた営業税の改革で、課税対象が拡大された

ことは重要な一歩である。」と締めくくっていた。

(参照)

Deutscher Städtetag, “Steuerschätzung: Die Bäume wachsen nicht in den Himmel “ - Rückgang der Gewerbesteuer “

<http://www.staedtetag.de/10/pressecke/pressediens/artikel/2008/04/21/00543/index.html>

Deutscher Städtetag, “Viele Städte können wieder investieren, aber kommunale Infrastruktur muß langfristig gesichert werden “

<http://www.staedtetag.de/10/pressecke/pressediens/artikel/2008/05/08/00547/index.html>

Deutsches Institut for Urbanistik, “Bis 2020 sind kommunale Investitionen von mehr als 704 Milliarden Euro notwendig “

<http://www.difu.de/presse/>

【メクレンブルク・フォアポンメルン州の市町村は郡の負担金増加を批判】 ドイツ

メクレンブルク・フォアポンメルン州 (MV 州) はドイツの北東部にあり、美しい海岸沿いと多くの湖で有名である。しかし、ドイツ統一後は、人口減少が特に大きな問題であることでも知られている。(月例報告 2007 年 11 月参照)

そのメクレンブルク・フォアポンメルン州の郡に属する市町村は、郡が徴収する市町村の負担金が毎年増加するため、市町村の財政的活動範囲が狭くなっていると不満を表している。郡に属する全ての市町村は「Kreisumlage」と呼ばれる負担金を支払わなければならない。MV 州の市町村連盟は、「この数年では、郡の負担金は増加し続けたが、市町村から見て、市町村は自らの支出を抑え、効率を真剣に追及したのに、郡には同じような努力が見えてこない」というコメントを出している。MV 州内務省が収集しているデータによると、2008 年に MV 州の市町村は住民一人当たり一年で 255 ユーロの負担金を郡に移管する。1999 年の負担が 126 ユーロであったことから見て、ほぼ 2 倍となっている。負担金は、それぞれの郡が決める率に基づき、市町村の税収と補助金等を含むすべての収入に課せられる。2007 年に郡に支払われた負担金の総額は 7 億 3300 万ユーロ (約 1,216 億円) に上った。

負担金は 2000 年から最初はゆっくりとした増加を見せていたが、2006 年には 3% の増加、2007 年には 5% の増加となり、市町村への負担が急に重くなった。郡は、このような増加は、主に社会福祉と青少年関連のサービスへの要求増加に由来すると説明している。1999 年には、負担金率は平均 25.35% だったのに対し、2007 年にはその平均は 39.83% であった。2008 年には負担金率はもっと増加する見込みであり、平均率は 40.57% となると想定されている。しかし、それは MV 州内の 12 郡の平均であるため、その中には 38.24% から 45.89% までの開きがある。

郡は、自ら課税・徴収する税は持たず、市町村からの負担金、州からの補助金、使用料・手数料等の財源で賄っている。この財政制度は、郡の性質が市町村の連合体であることも強調する。郡は法人格を持つ地方自治体であるが、市町村が自らなしえない広域事務の実施、そして市町村の能力が足りない場合に補完的な役割を果たすこと、または住民の生活レベルを平等に保つことを保障する役割を持つということが基本となる考え方である。したがって、市町村と郡の間には密接な関係があり、協力体制ができているが、財源に関しては常に対立関係にある。このように、郡の負担金についての異議申し立ては、頻繁にあることである。

(参照)

Städte- und Gemeindebund Mecklenburg-Vorpommern, Pressemitteilung “Kommunen kontra Kreisumlage”, “Kreise lassen Kommunen heftig ‘bluten’ ”

<http://www.stgt-mv.de/statisch/4/269/d/presse22032008.pdf>

【第 31 回オリンピック競技大会（2016 年）立候補都市が発表に】 その他

2008 年 6 月 4 日（水）（現地：アテネ）にて開催された国際オリンピック委員会（IOC）の理事会において、2016 年夏季オリンピック・パラリンピック大会開催候補都市の第 1 次選考が行われ、東京が総合評価 1 位で通過した。

2016 年大会の開催を目指し、昨年 9 月に世界の 7 つの都市が IOC へ立候補申請を行っていた。

第 1 次選考を通過した都市（総合評価の高い順）

- ・東京（日本）
- ・マドリード（スペイン）
- ・シカゴ（アメリカ）
- ・リオデジャネイロ（ブラジル）

通過できなかった都市

- ・ドーハ（カタール）
- ・プラハ（チェコ）
- ・バクー（アゼルバイジャン）

第 1 次選考は、IOC からの 25 項目の質問に対して各都市が今年 1 月に回答し、その内容を、IOC の作業部会が評価し IOC 理事会へ報告することによって行われた。

東京は、IOC の要求基準 40,000 室を大きく上回る宿泊施設を有する点、選手村から競技会場のほとんどが平均 9km であるという点、安全面、環境、インフラなどの点が高く評価

され、総合評価 1 位で立候補都市として承認された。

4 年後の 2012 年夏季オリンピック大会開催都市であるロンドンでも、今回の 2016 年大会第 1 次選考への関心は高く、BBC のほか主要紙のタイムズ、テレグラフ、ガーディアンなどが直ちにこのニュースを伝えた。ドーハが、総合評価ではリオデジャネイロを上回ったにもかかわらず、夏の暑さを避けるための秋の開催という計画が受け入れられず選考を通過できなかったことについて、ドーハへ同情し IOC を批判する記事が目立った。また、引き続きシカゴを最有力とする見方が大勢である（なお、オバマ米国大統領候補はシカゴ出身である。）が、BBC は「最有力候補がいつも勝つとは限らない」とも述べた。マドリードについては、2012 年ロンドン大会の後続けて欧州での開催が可能であるかという点を、そしてリオデジャネイロについては南米初の大会という意義はあるものの 2014 年ワールドカップと 2016 年オリンピックを短期間の間に開催するという点を、懸念材料としてあげているものもあった。そして東京については、高い評価を得て第一次選考を通過したこと、総理の喜びのコメントのほか、石原都知事（東京オリンピック招致委員会会長）が今後の厳しい戦いをにらみ「まだ登山口」と述べたことなどを伝えた。

第 1 次選考において 11 項目中 10 項目で 2 位以内という高い評価を受けた東京の今後の最大の課題は、唯一第 4 位となった「政府保証、法的問題、世論」の分野、具体的には幅広い世論の支持獲得であると考えられる。

今後、4 都市による国際的な招致活動が本格化する。2009 年 2 月には、更に具体的な計画内容を記した「立候補ファイル」を各都市が IOC へ提出し、同年 10 月 2 日にはいよいよコペンハーゲン（デンマーク）での IOC 総会で、開催都市が決定される。

（参考）

○内閣総理大臣（東京オリンピック招致委員会最高顧問）コメント

「このたび、平成 28（2016）年オリンピック・パラリンピック競技大会の立候補都市として、東京都が承認されたことは、日本にとって誠に喜ばしいことである。

オリンピック・パラリンピックの開催は、国際親善、スポーツの振興等の大きな意義を有するものである。

日本政府は、大会招致を全面的に支援し、我が国での大会開催をぜひとも実現させたいと考えている。」

<http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/06/05comment.html>

○文部科学大臣（東京オリンピック招致委員会特別顧問）談話

「このたび、アテネ（ギリシャ）で開催された国際オリンピック委員会（IOC）理事会において、東京都が第 31 回（2016 年）オリンピック競技大会の立候補都市として承認されたことは、誠に喜ばしいことであります。

今回の承認は、東京都をはじめとする関係者の熱意のたまものであり、世界一コンパクト

トなオリンピックを目指すコンセプトや我が国で過去に行われた多くの国際競技大会の開催実績が示す大会運営能力などが高く評価された結果であると考えます。

文部科学省としては、同大会の日本開催が実現するよう、開催都市が決定される来年10月開催予定の国際オリンピック委員会（IOC）総会に向け、東京都や財団法人日本オリンピック委員会（JOC）をはじめとした関係者と緊密な連携を図りながら、最大限の努力をしてみたいと考えております。」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08060410.htm

○東京都知事（東京オリンピック招致委員会会長）コメント

「アテネで行われたIOC理事会において、2016年オリンピック・パラリンピックの立候補都市の一つとして東京都が選ばれました。これまでの取組みがIOCから高い評価を得て、東京オリンピック・パラリンピックの実現に向け、大きく前進することが出来ました。

これから本格的な国際招致活動が始まります。

成熟した日本のすばらしさ、東京の魅力を世界に示し、日本だからこそできる、最先端技術を駆使した新しいオリンピック・パラリンピックとして、地球環境や平和の大切さを世界に発信していきます。

皆さんと力を合わせ、是非とも2016年東京オリンピック・パラリンピックを実現したいと思います。」

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/06/20i65100.htm>

（東京オリンピック招致委員会プレスリリース）

http://www.tokyo2016.or.jp/jp/press/pdf/Tokyo2016PressRelease080605_02_jp.pdf